

保護者の皆様

愛知県立御津高等学校長

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第 19 条の規定により、お子様が学校感染症に感染したと診断された場合には出席停止となります。御家庭において、医師と相談の上適切な処置をとられますようお願いいたします。

感染した場合には学校への連絡と、治癒後登校の際に、インフルエンザは「インフルエンザによる出席停止報告書」（保護者記入）を、それ以外は「出席停止報告書（インフルエンザを除く）」（医師記入）の提出をお願いいたします。

<出席停止期間目安>

	対象となる疾病	出席停止の期間の基準
第一種	インフルエンザ	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで <u>（発熱日から数えて 6 日目が登校可能日となります。）</u>
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第二種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎など	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師において感染の恐れがないと認めるまで
第三種	その他の伝染病として 発疹性水疱性口内炎（手足口病） ヘルパンギーナ、伝染性紅斑（りんご病）、溶連菌感染症、感染性胃腸炎 など	条件によっては出席停止の処置が取られ、医師において感染の恐れがないと認められるまで

※インフルエンザの疑いで学校を欠席、早退等して、受診した場合には、検査の結果を問わず検査日（通院日）を「出席停止」とします。この場合には医療機関で発行された領収書等を担任へ提出してください。